

【注意】全業種対応が必要です！

消費税軽減税率対策窓口相談等事業

知らないではすまされない！軽減税率の基礎知識

～軽減税率導入に伴う実務ポイント～

軽減税率の導入は2019年10月1日より始まります！！

【軽減税率知識チェック！！】

知っている言葉・内容にチェックを付けてみよう

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 飲食料品の対象品目・定義 | <input type="checkbox"/> レジ導入・受発注システム改修支援 |
| <input type="checkbox"/> 29年からの3種類の経理方式 | <input type="checkbox"/> 33年から適格請求書等保存方式 |
| <input type="checkbox"/> 売上税額計算の特例 | <input type="checkbox"/> 免税事業者からの仕入れの対応 |
| <input type="checkbox"/> 特例の施行スケジュール | |

※1つでも知らない項目ある人は必聴です。

2019年の10月に消費税率が10%へ引き上げられ、軽減税率が導入される予定です。中小企業にとって今回の増税の影響は、非常に大きいものが出てくると予想されます。特に軽減税率の制度については正しい知識・具体的な対策を準備していかなければなりません。本セミナーでは、経営者が今すべきことをしっかりと解説いたします。特に、上記項目でわからない項目があった方は、ぜひご参加いただくことをおすすめ致します。

講演内容

- 1) 軽減税率制度の概要
- 2) 軽減税率の基礎知識
 - ・軽減税率の対象となる飲食料品とは？
 - ・外食サービスの定義とは？
- 3) ケーススタディで学ぶ軽減税率
 - ①うちのお店の場合は8%？10%？ 例題
 - ②経費で落としたものの処理はどうなる？
- 4) インボイス制度の導入について
- 5) 軽減税率ほか実務上の留意点

講師紹介

木村税務会計事務所 所長
きむら あきらこ
木村 聡子 氏



木村税務会計事務所代表。税理士。福岡県遠賀郡出身。法政大学法学部卒。一般企業へ勤務後、2つの会計事務所勤務しながら実質3年で税理士試験に合格。2000年に木村税務会計事務所を開業。中小企業の税務顧問だけでなく、資産税関係の税務相談や、資金調達に関するセミナー講師としても実績がある。また『エコノミスト』誌「会社法革命」の執筆メンバーでもある。著書に、「起業を成功へと導く経営コーチ」（万来舎・共著）「その時、会社が動いた 経営コーチが語る良い会社悪い会社の36の決断」（万来舎・共著）「土下座と健太と経済学」（アチーブメント出版・共著）「注文の多い料理店の消費税対応」（中央経済社）がある。近著は、「あなたの1日は27時間になる。ー「自分だけの3時間」を作る人生・仕事の超整理法」（ダイヤモンド社）

■開催日時：平成30年9月18日（火） 14:00～16:00

■会場：シートピアなあとど（宮古市臨港通1-20） ■参加費：無料 ■定員：50名

■主催：宮古商工会議所 お問合せTEL：0193-62-3233

■共催：（公社）宮古法人会・宮古青色申告会・宮古間税会・宮古商工会議所庶業部会

..... 切り取らずに そのままFAXしてください

FAX: 0193-63-6131 宮古商工会議所 行

「知らないではすまされない！軽減税率の基礎知識～軽減税率導入に伴う実務ポイント～」受講申込書

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者氏名			

※ご記入いただきました情報は、各種連絡・情報提供にのみ利用させていただきます。

※天災、交通ダイヤの乱れ、講師の病気等の事情により講師の変更、中止または延期となる場合があります。